

## <ごあいさつ>

10月以降、朝夕は肌寒くなり、日中との温度調節が難しい日が続いております。風邪など引かれませぬよう、くれぐれもお体ご自愛下さい。

なお、新型コロナウイルスの予防対策は、引続き注意が必要です。まだまだ、色々と影響が出ておりますが、皆様くれぐれもお体ご自愛下さい。

## <税務のご案内について>

### ◎年末調整と源泉所得税の納付

11月に入り、年末調整の作業を行っている最中かと思えます。年調年税額の計算後は、従業員様に過不足額の精算を行うと同時に、源泉所得税を納付する必要があります。毎月納付の場合は翌月10日が、納期の特例の場合（7月～12月支給分）は1月20日が納付期限なので、納付漏れがないようご注意ください。

### ◎確定申告のご準備

個人の方は、暦年課税のため、1月～12月が事業期間になります。申告期限は、3月15日ですが、ゆとりある申告手続きのためには、早め早めに必要な書類をご準備していく必要があります。なお、商品・仕掛品・貯蔵品がある場合には、12月末日時点での棚卸表を作成する必要があります。年末は何かとお忙しいと思いますが、お早めにご準備をお願い致します。

また、各所得控除を受けるためには、各控除証明書（生命保険料、地震保険料、国民年金・年金基金、小規模共済）や領収書（医療費、寄附金）が必要です。

なお、住宅ローン控除等をうける場合には、控除申告書および借入金年末残高証明書が必要です。

### ◎消費税の簡易課税の届出

基準期間の課税売上が5,000万円以下であれば、簡易課税制度による計算ができます。

ただし、この制度を選択する場合には、適用を受けようとする事業年度の前年度末日まで（個人は12月末日）に届出を提出する必要があります。

なお、多額の投資を考えている方は、原則課税と簡易課税の有利判定を行いましょう。

## <11・12月の税金関係>

- ① 9月決算の確定申告・3月決算の中間申告
- ② 所得税の予定納税額の納付・・・11月末日
- ③ 個人事業税の納付・・・11月末日
- ④ 固定資産税の納付・・・12月末日
- ⑤ 源泉所得税（納特）の納付・・・1月20日

また、確定申告までには、まだまだお時間はありますが、そろそろ確定申告の対策や資料・納税資金等のご準備をすすめていく必要があります。

## <お知らせ>

当事務所は、11月から元職員だった中村さんが縁あって復職することになり、現在4名になりました。

今後も、皆様により良いサービスが出来るよう、より一層頑張りますので、よろしくお願い致します。

## <若松家の出来事>

現在、長男（小4）、次男（小3）、長女（年長）、三男（2才）の父親として育児に奮闘しております。

先月は、幼稚園の運動会がありました。コロナ禍の関係で午前中のみで人数制限がありましたが、全学級合同で開催をすることができました。長女も組体操・リレー・鼓笛隊にと一生懸命頑張っていました。色々と制限はありましたが、無事に催できたことに先生方には感謝の気持ちで一杯です。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々ご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町 4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

